

松江地裁委員会（第25回）議事概要

第1 日時

平成25年5月28日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）伊藤文規，遠藤昇三，勝谷有史，栗原昌子，多久和厚，
谷口知子，中川修一，中村夏樹，山寄和信，横山泰造
（五十音順敬称略）

（事務担当者）山頭事務局長，安倍民事首席書記官，茂原事務局次長，
田河総務課長，高瀬会計課長，吉田庶務係長

第4 テーマ

- 1 松江地方裁判所の防災対策について
- 2 地裁委員会の運営の在り方について

第5 議事

- 1 意見交換
別紙のとおり
- 2 次回の意見交換テーマ
裁判所の広報について
- 3 次回開催日時
追って指定

(別紙)

1 松江地方裁判所の防災対策について

- (1) 松江地方裁判所の防災対策について、田河総務課長から説明が行われた。
- (2) 松江地方裁判所の防災用の備品、備蓄品について、高瀬会計課長から説明が行われた。
- (3) 意見交換 (●委員長, ○委員, ■事務担当者)

● 先程の事務担当からの説明について質問がありますか。

○ 備蓄の食品ですが、消費期限が切れたときはどうするのですか。

また、松江での災害発生よりも、松江以外の地域で災害が発生し、松江が受入側になることの確率が高いように思いますが、そのような場合について、松江地方裁判所として検討されていることはあるのでしょうか。電気や化石燃料に依存した機器が多いのですが、暖房の燃料としては、化石燃料よりも薪を利用した薪ストーブのほうが災害時には有効のようです。

● 災害備蓄品の消費期限切れの際の対応について、事務担当から説明してください。

■ 災害備蓄品としては、消費期限が長いもの、例えば消費期限5年のものを整備しています。また、水についても消費期限5年のものを整備しています。消費期限が経過すると更新することになり、消費期限切れの品物は廃棄になると思います。消費期限が迫った品物は、例えば、避難訓練の中で、炊き出し訓練をするなどして有効利用を検討することになると思います。ただ、東日本大震災の際、全国の備蓄品を最高裁判所に集めて送ったこともあるので、今後も、同様の事態が生じたときは、備蓄品を災害地に拠出することになると思われます。

● 避難者の受入態勢についても説明してください。

■ 裁判所としては、緊急時こそ、緊急を要する裁判事務、例えば令状事務を的確に処理することが、裁判所に期待された役割だと考えています。裁判所の役割がそうであったとしても、避難者を受け入れないということはなく、できる範囲で

受け入れることになるかと考えています。設備的に長期間にわたる多数の避難者の受入れはできかねますが、備蓄品の食料や毛布の提供等、できる範囲の対応を考えています。

○ 災害時のエネルギー源として化石燃料を想定されているようですが、薪ストーブは災害時に役に立つと思います。

● 事務担当としては、薪ストーブについてどのように考えていますか。

■ 薪ストーブの調達は検討されていないと思います。暖房設備等、必要な設備については、上級庁に相談しながら準備することになります。

○ 本日、紹介のあった備蓄品等は地震を想定した備品ですが、5年位前、SARSや新型インフルエンザが流行した際、旅館に対し、N95というウイルスを通さないマスクの大量備蓄を指示されたことがあります。裁判所においては、マスクの備蓄について、どのような状況なのか。

● 事務担当からマスクの備蓄について説明してください。

■ SARSや新型インフルエンザのときは、全国的にウイルスを通さないマスクを調達し、一定数量の備蓄もしました。今回は、大震災を受けての備蓄ということで、通常のマスクを調達しています。ただ、ウイルスを通さないマスクも一定数量備蓄しています。

○ 島根原発から10キロメートル圏内の島根県警は、代替施設として出雲市にある合同庁舎を考えているようですが、裁判所はどのように考えていますか。

● 事務担当から松江の裁判所の状況を説明してください。

■ 災害対策としては、まずは、原発事故を伴わない災害対策を色々と検討しているところです。防災対策を検討する中で、原発事故を伴う場合の移転先としては、出雲支部、雲南簡裁の庁舎が候補になるだろうという意見は出ました。

● 防災について、そのほかに御意見はありませんか。

○ 松江の裁判所としては、災害時の対応について、かなりの準備をされているという印象ですが、松江市全体の対応の中から見た松江の裁判所の在り方を検討さ

れることが必要だと思います。つまり、松江市内の一施設としてどのような役割を松江の裁判所が果たすべきかという面と、国の機関としての裁判所として、松江の裁判所がどのような役割を果たすべきかの二面性があると思われるので、その点を踏まえた防災対策が必要だと思います。ところで、先程、薪ストーブの有効性についての意見が出ましたが、ペレットを使ったストーブは暖かいので、紹介しておきます。

- ペレットのストーブは電気がないと動かない、停電時は使えないという面はあります。
- 防災対策の全体を通じて委員の皆様が所属されている組織でこういった防災対策をとられているかなど何か御意見はありませんか。
- 島根県庁は防災対策の拠点でもあり、各種の災害対応マニュアルを整備しています。風水害、地震、原子力防災、インフルエンザ等、事象ごとに、どのような行動を執るかについてのマニュアルがあります。そのマニュアルでは、県の部局ごとの役割や指揮命令系統も明記しています。新型インフルエンザやSARS対応のときは、職員の一部しか登庁できない場合に備えて、優先業務を部署ごとに計画しました。県民への情報提供については、県のホームページや防災メール等、複数の方法を用意し、県民の皆さんがアクセスできるように考えています。島根県は報道機関と報道協定を結んでおり、非常時には避難命令を出してもらうルートもあります。まさかのときに備えて、防災訓練も定期的を実施しており、昨日は、鳥インフルエンザが発生したという想定で訓練をしました。
- 松江の小学校においても、各種の災害に備えた避難訓練を年に三、四回実施しています。小学校の場合は、児童の生命、安全が第一であり、安全に児童を避難させることを考えています。本日、裁判所の備蓄について紹介をしてもらいましたが、すばらしいと感じました。小学校における備蓄等については、松江市の教育委員会が準備する態勢ですが、毛布やラジオはあるものの、食料等の備蓄はありません。今回の協議を通じて、防災意識を高める必要性を感じました。松江の

裁判所では、セーフティハットなどの非常品セットが職員に配布されているという説明がありましたが、すばらしいことだと感じました。小学校においても、そのような非常品セットが配布されればよいという感想を持ちました。学校の場合、避難場所になることもあります。松江の裁判所の庁舎が新しくなると、避難所として期待されることもあるかと思えます。裁判所において、火災のとき、書類の持ち出しについては、どのようになっているのかと疑問に思いました。大事な書類は耐火金庫などにしまっているのでしょうか。

- 事務担当から、書類の持ち出し、保管について、説明してください。
- 去年（平成24年）の訓練では、開廷中等の地震の際、事件記録をどのように取り扱うかについて検討したところ。人の命、身体の安全に勝るものはないことから、火災が起きていない限り、後で事件記録を持ち出すことは可能ですから、法廷であれば事件記録を置いて出る、まずは避難し、建物の安全を確認後、事件記録を回収するというように考えています。そのためにも火災を発生させないことが大切であるということです。また、裁判所では、現金、小切手の保管のために耐火金庫を使用しています。
- 全国の旅館、ホテルの組合では、先般の大震災の際、収容できるホテルを国に提示しました。宿泊先、避難先については、裁判所の施設よりも、旅館、ホテルの施設を当てる方が現実的だと思います。ホテルであれば、収容能力もありますし、布団等の準備があり、また、食事の提供も可能だと思います。ところで、近年、宍道湖があふれたことがあり、その際、土嚢の利用が有効だったということがあります。松江市内の低い土地にある建物については、土嚢を用意し、玄関等に置けば、浸水を防ぐことができます。
- 旅館やホテルでは災害に備えて食料品などの備蓄をされているのですか。
- 食料の備蓄はありませんので、そのときにある食材で対応することになります。ホテルで備蓄しているのは、ウイルス感染防止用のマスクです。旅館は特殊建築物に当たるので、火事を想定した避難訓練を必ず実施しますし、消火栓も配置さ

れています。また、旅館やホテルには非常用照明もあります。国は、災害時、旅館を宿泊場所として想定しているようです。

- 検察庁における防災対応はどうでしょうか。
- 松江地検においては、被収容者の安全確保に重点を置いています。災害時の対応については、松江少年鑑別所、松江刑務所、警察等の関係機関と連携を執る必要があります。関係機関の緊急連絡先一覧を備えるなどして、災害時において、情報が速やかに流れる態勢を執っています。災害時においては、記録や証拠品の搬出が課題だと考えています。災害時、当庁の庁舎に地域住民を受け入れられるかについては、なかなか厳しいところではありますが、上級庁とも協議し、松江市や島根県と連携して対応したいと考えています。
- 報道機関における防災対応についてはどうでしょうか。
- 日本放送協会（NHK）は、災害対策基本法で、指定公共機関に定められており、大規模な災害が起きたときは、被災者の生命と財産を守るため、防災情報を正確・迅速に伝える責務を負っています。裁判所においては、開廷中マニュアルを備えるなどしておられ、すばらしいという印象を持ちました。大規模災害が起きた場合、裁判所の業務はストップすることと思いますが、その後、業務として継続する優先順位については、例えば令状事務などが優先するのだろうかと思いますが、その点はどうなのでしょう。
- 事務担当から裁判所の対応について説明してください。
- 裁判所においては、業務の優先度合や災害の状況に応じて、優先業務を検討しています。
- 検察庁においては、令状関係や身柄関係について責任がありますので、身柄に関する事務が優先業務となります。松江地検では、業務継続計画を策定し、優先業務の一覧表を作っています。
- 大震災があった場合、その地域の裁判機能は、ほかの地域にある裁判所に任せることになるのでしょうか。

- 事務担当から説明してください。
- 一般論としては、大震災が起きた場合、係属している事件の審理は延期になると思います。個々の事件によっては、他の裁判所で処理する例も起きるかもしれませんが、つまり、令状事務など緊急性のある事件は、事務処理を停めることはできないので、ほかの裁判所に移して処理することも考えられます。ただ、法律にのっとった処理をしなければならず、緊急だからといって手続保障を無視した対応は執れません。

2 地裁委員会の運営の在り方について

- 多くの委員の方は、2年間にわたり、委員として貴重な御意見をいただいたところです。そこで、これまでの地裁委員会を振り返っていただき、お気付きのことがあれば御教示いただきたいと思います。御指摘をいただいた点は、次の委員会の態勢作りに活かしていきたいと考えていますので、よろしく願います。
- この委員会に参加して、裁判所が身近に感じられるようになりましたし、勉強にもなりました。地裁委員会は、一般市民と裁判所との距離を近くする効果があるように思います。地裁委員会において決めたことが、裁判所の運営に反映することはごくわずかだと思います。ウェブサイトについて色々な意見が出ましたが、その内、写真などを替えることは松江地裁において可能ですが、ウェブサイトの骨組自体はなかなか変えられず、それは仕方のないことだと思います。委員会の在り方としては、学びの場としての役割も期待されていると思います。地裁委員会を通じて各委員が裁判所のことについて多くのことを吸収し、それを周りの人に広めていくということも大切な役割だと感じています。
- 地裁委員会の目的は、裁判所の運営に国民の声を広く取り入れることにあるので、委員会が年間3回で十分かについては議論がいろいろありますが、私としては、引き続き年間3回以上の委員会の開催をしていただければと思います。鳥取では地裁委員会と家裁委員会とが兼ねる形になっていますが、松江では現状どおり、

地裁委員会と家裁委員会は別がよいと思います。地裁委員会の存在について、余り知られていないので、委員会があることの広報もしてほしいと思います。地裁委員会の様子は裁判所のホームページでしか知ることができないので、議事録は臨場感があるよう、詳細な内容を公開してほしいと思います。箇条書き程度の議事録もあるやに聞いていますが、議論状況が把握できなくて問題だと思っています。議事録の発言者の表示について、岡山の議事録では委員をA, B, C, Dと表示し、松江では委員は○で表示しています。どの委員がどのような問題意識をもって発言しているかについては、発言者をA, B, C, Dと表示する方が分かりやすいと思いますので、発言者の表示方法については、検討してほしいと思います。

- 委員会を通じて、裁判の勉強をすることができました。裁判員裁判の傍聴もしましたが、丁寧に審理がなされていると感じました。職場でも、傍聴した裁判の様子を話したりして、職場の職員に関心を持ってもらうこともできました。
- 裁判員裁判を傍聴しましたが、非常によい経験だったと思います。委員会では、ウェブサイトテーマに協議をしましたが、ウェブサイトは生き物で、作りっぱなしではなく、メンテナンスを行う必要があります。今後の委員会でもウェブサイトを探り上げて検討いただいたり、ウェブサイトを担当している裁判所の係において、検討し、メンテナンスをしていただきたいと思います。
- 委員を務めて、初めて、地裁委員会で色々な意見が出ていることを知りました。私が新人記者だった20年程前は、裁判所の敷居はものすごく高かったように思います。近年は、裁判所を身近に感じてもらおうという雰囲気を感じられます。委員を務めたことで、委員会の意見を取り入れながら、裁判所の運営を行っているということが分かりました。地裁委員会で出た意見をすぐに反映することは難しいと思いますが、地域の実情を踏まえて、委員会の意見を反映していただければ、もっとよくなると思います。
- 特別な意見はありませんが、一つ検討してほしいことがあります。例えば、労働審判制度は、裁判の前段階の手続で、日本にはこれまでになかった制度です。

労働審判制度は、ヨーロッパ諸国の労働裁判所と同等の機能を持つ裁判所への転換の第一歩と評価することができ、日本の裁判制度を変えていくきっかけになる制度だと思います。労働審判制度について、この場で議論した結果がどこまで反映するかは分かりませんが、委員会で議論することも有益だと思います。根本的な議論をするためには、最初は勉強が必要となるかもしれませんが、制度に関する根本的な議論を地裁委員会で行うことも有益だと考えています。